

「羽生市男女共同参画推進条例（案）」についての意見募集結果

○ 意見提出者数 市民 1人

○ 意見項目数 1件

意見番号	項目番号	ご意見の内容 (概要)	該 当 す る ペー ジ	該当箇所	意見に対する 羽生市の考え方	対応について
1	1	前文の3段落目の「女性に対する」を削除し、条例第2条第6号及び第3条第7号と同様の表現としてほしい。	1	前文	御意見をいただきました、前文の「女性に対する配偶者等からの暴力やストーカー行為、職場におけるハラスメントなどの人権を侵害する行為が重大な社会問題となっている。」の文章につきましては、全国的なDV等の現状については、女性の被害が男性と比較して圧倒的に多いという、内閣府男女共同参画局等の調査結果に基づき、表記しているところです。 なお、本条例につきましては、男女（身体的な性又は心の性）を適用対象としています。	計画（案）のとおりとします。